

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表（令和3年4月）

現 行	改 定 後	備 考
「請負人」を「受注者」に修正		
<p>1・1・1 適 用</p> <p>3. <u>契約書・特記仕様書・工事説明書・図面・仕様書又は共通仕様書</u>の間に相違がある場合、及び<u>図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、請負人は監督員に確認して指示を受けなければならない。</u></p> <p>4. 本総則は、共通仕様書と重複する内容については割愛することとする。</p> <p>1・1・2 補 則 (一前略一)</p> <p>2. 施工計画書（<u>発注者と協議済み</u>）は、<u>工事着手前に発注者に提出</u>すること。</p> <p>3. 施工体制台帳は発注者の点検を受け、<u>工事着手前にその写しを発注者に提出</u>すること。 *<u>様式5「接合工事指定通知書」は「工事施工計画書」及び「施工体制台帳」に添付</u>すること。</p> <p>2・1 事 故 防 止 本章では、管工事の安全管理に関する具体的事項を定めており、共通仕様書、第1章（「1-1-1-29 施工管理」以降）も併せて安全管理に努める事とする。</p>	<p>1・1・1 適 用</p> <p>3. 本総則は、共通仕様書と重複する内容については割愛することとする。</p> <p>1・1・2 補 則 (一前略一)</p> <p>2. 施工計画書（<u>工事監督員と協議済み</u>）は、<u>現場着手前に工事監督員に提出</u>すること。</p> <p>3. 施工体制台帳は発注者の点検を受け、<u>現場着手前にその写しを工事監督員に提出</u>すること。</p> <p>2・1 事 故 防 止 本章では、管工事の安全管理に関する具体的事項を定めるものとし、本章に特に定めのない事項については、共通仕様書 第1編 共通編の規定によるものとする。</p>	<p>P3 共通仕様書と重複のため削除及び番号修正</p> <p>語句修正</p> <p>語句削除</p> <p>P6 語句修正</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>2・1・1 事故防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>請負人は、工事の施工に当たり、(一中略一) 措置を講じなければならない。</u> 2. 工事中は、所要の人員を配置し、(一中略一) 必要数配置しなければならない。 3. <u>施工計画の立案に当っては、(一中略一) 工法、工程について十分に配慮しなければならない。</u> 4. 掘削土砂、及び工事用材料等を乱雑にし、交通その他市民生活に著しく支障をきたしてはならない。 5. 工事着手に先立ち、(一中略一) 試掘調査を行わなければならない。その結果は作業員に熟知させて、損傷を与えないように注意するとともに工事監督員に地下埋設物調査の結果を報告しなければならない。 6. <u>請負人は、施工中、(一中略一) 管理者を明確にしなければならない。</u> 7. <u>工事中、誤って地下埋設物に損傷を与えたときは、(一中略一) 被害を最小限にとどめなければならない。</u> 8. <u>出水等、災害の恐れがあるときは、(一中略一) 対する準備をしておかななければならない。</u> 9. 工事用資材の吊り込み作業中、資材のすべり防止等に必要な安全措置を講じなければならない。 10. 水道管の取扱いに当たっては資格者を配置し、点吊り及び落下等の危険防止に努めなければならない。 11. 上水道施設は、人命にかかわる飲料水(一中略一) 現場内の衛生管理に十分留意しなければならない。 12. <u>請負人は、工事現場内の安全管理の徹底を図るため安全点検日誌を作成しなければならない。</u> 	<p>2・1・1 事故防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中は、所要の人員を配置し、(一中略一) 必要数配置しなければならない。 2. 掘削土砂、及び工事用材料等を乱雑にし、交通その他市民生活に著しく支障をきたしてはならない。 3. 工事着手に先立ち、(一中略一) 試掘調査を行わなければならない。その結果は作業員に熟知させて、損傷を与えないように注意するとともに工事監督員に地下埋設物調査の結果を報告しなければならない。 4. 工事用資材の吊り込み作業中、資材のすべり防止等に必要な安全措置を講じなければならない。 5. 水道管の取扱いに当たっては資格者を配置し、点吊り及び落下等の危険防止に努めなければならない。 6. 上水道施設は、人命にかかわる飲料水(一中略一) 現場内の衛生管理に十分留意しなければならない。 7. <u>受注者は、工事現場内の安全管理の徹底を図るため安全点検日誌を作成しなければならない。</u> 	<p>P6 共通仕様書と重複のため削除及び番号修正</p>
<p>2・1・3 作業員の安全管理 (前略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>請負人は、工事現場のイメージアップを図るため、(一中略一) 及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</u> 	<p>2・1・3 作業員の安全管理 (前略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 削除 	<p>P7 共通仕様書と重複のため削除</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>2・3・1 交通安全管理 (前略 削除)</p> <p>13. 工事に関して発生した交通事故及び工事従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>2・3・2 交通規制</p> <p>2・3・3 道路標識などの設置 (1) 一般交通の用に供している道路上の工事の場合は、第9章 9・1・2 工事標識の設置方法に従うとともに、共通仕様書「付表(その1) 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」による。</p> <p>2・3・4 安全対策 (一前略一)</p> <p>3. <u>床付け部は原則として、滞水の状態にしない(一中略一)安全対策の処置を行わなければならない。</u></p> <p>4. 資材・機械器具等の危険防止 工事現場に作業員がついて作業中の場合(一中略一)危険な状態のまま放置してはならない。</p> <p>5. 児童への安全対策 <u>(1) 請負人は、工事現場付近に児童に関する施設(一中略一)注意を喚起しなければならない。</u> <u>(2) 請負人は、児童の通行する場所での床掘部等(一中略一)事故防止に努めなければならない。</u> <u>(3) 工事現場内に児童が立入ろうとする場合、(一中略一)安全な場所に誘導しなければならない。</u></p> <p>6. <u>歩道を工事等で占用する場合又は、歩車道区分(一中略一)歩行に支障のないよう、資・機器材の整理、整頓に努めなければならない。</u></p>	<p>2・3・1 交通安全管理</p> <p>工事に関して発生した交通事故及び工事従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>削除</p> <p>2・3・2 道路標識などの設置 (1) 一般交通の用に供している道路上の工事の場合は、第9章 9・1・2 工事標識の設置方法に従うとともに、共通仕様書「<u>Ⅲ付表一 道路工事に伴う道路標識の設置基準等</u>」及び札幌市土木工事標準設計図集(道路工事保安施設)を参考にすること。</p> <p>2・3・3 安全対策 (一前略一)</p> <p>3. 資材・機械器具等の危険防止 工事現場に作業員がついて作業中の場合(一中略一)危険な状態のまま放置してはならない。</p> <p>4. 児童への安全対策 工事現場内に児童が立入ろうとする場合、(一中略一)安全な場所に誘導しなければならない。</p>	<p>P7 共通仕様書と重複のため削除及び番号修正</p> <p>P9 番号修正 語句修正</p> <p>P9 番号修正 共通仕様書と重複のため削除及び番号修正</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>2・3・5 自転車通行者の安全確保 (一文章省略一)</p> <p>2・3・6 老人・身体障がい者用通路の確保 請負人は、老人又は、身体障がい者等がしばしば通行する場合には、<u>通行に支障のない通路を確保しなければならない。</u></p> <p>2・3・7 不法無線局及び違法無線局対策 請負人は、電波法令を遵守し、<u>不法無線局(電波法に規定する 免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機(FRS/GMRS)など)及び無線局の違法な運用(免許または登録をうけていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など)を行ってはならない。</u></p> <p>2・3・8 爆発及び火災の防止 2. <u>受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止措置を講じなければならない。</u> (一中略一) 7. <u>現地に火薬庫を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間の周辺監視等の安全確保を講じなければならない。</u></p> <p>2・3・9 工事現場の点検 1. <u>受注者は、工事期間中、安全巡視を行い(一中略一)速やかに工事現場を見回り危険防止に努めなければならない。</u></p>	<p>2・3・4 自転車通行者の安全確保 (一文章省略一)</p> <p>(文章削除)</p> <p>(文章削除)</p> <p>2・3・5 ガス漏れ事故防止 (2. 以降削除)</p> <p>(文章削除)</p>	<p>P10 番号修正</p> <p>P10 共通仕様書と重複のため削除</p> <p>P10 共通仕様書と重複のため削除</p> <p>P10 番号等修正 共通仕様書と重複のため削除</p> <p>P11 共通仕様書と重複のため削除</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>2・4 安全訓練 <u>2・4・1 訓練項目</u> 1. <u>安全・訓練等の実施</u> <u>工事の施工に際し、受注者は、「土木請負工事における安全訓練等</u> (一中略一) 4. <u>前項1のほか、現場に入場するすべての作業員・運転手及び出入する関係者に対しても、「入場者安全教育チェックリスト」等を作成するなどして、安全教育に努めること。</u></p>	<p>(文章削除)</p>	<p>P12 共通仕様書と重複のため削除</p>
<p>2・5 住環境対策 <u>2・5・1 住環境対策</u> (一前略一) <u>2. 受注者は、工事中周辺住民等から苦情又は、意見があったときは、丁寧に対応し、直ちに工事監督員に報告しなければならない。</u></p>	<p>2・4 住環境対策 <u>2・4・1 住環境対策</u> (2. 文章削除)</p>	<p>P12 番号修正 共通仕様書と重複のため削除</p>
<p>2・5・2 隣接地主、付近居住者との紛争の防止 (一文章省略一)</p>	<p>2・4・2 隣接地主、付近居住者との紛争の防止 (一文章省略一)</p>	<p>P13 番号修正</p>
<p>2・5・3 営業に対する配慮 (一文章省略一)</p>	<p>2・4・3 営業に対する配慮 (一文章省略一)</p>	<p>P13 番号修正</p>
<p>2・5・4 住環境への配慮 (公衆衛生及び風紀保全) (一文章省略一)</p>	<p>2・4・4 住環境への配慮 (公衆衛生及び風紀保全) (一文章省略一)</p>	<p>P13 番号修正</p>
<p>2・5・5 特定外来生物 (植物) について</p>	<p>(文章削除)</p>	<p>P13 共通仕様書と重複のため削除</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>3・1・2 材料の品質及び検査等</p> <p>1. 請負人は、工事に使用する材料の品質を証明する資料（試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書）を請負人の責任において整備、保管し、工事監督員から請求があった場合は、直ちに提示する。</p> <p>2. 請負人は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を事前に提出することを指定された工事材料について、工事監督員に使用前にこれを提出し、確認を受けなければならない。なお、J I S・J W W Aマーク表示品については、マーク表示品及び日本水道協会認定マークについては、各マーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>3. 工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、請負人が、工事目的物の引渡し後、5年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。</p> <p>4. 請負人は、工事材料を使用するまで変質がないよう保管しなければならない。また、工事監督員が変質等により不相当と認める場合には、請負人は、自らの責任と費用負担により速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については再検査（又は確認）を受けなければならない。</p> <p>5. 使用することができない材料は、速やかに工事現場外に搬出しなければならない。</p>	<p>(文章削除)</p>	<p>P16 共通仕様書と重複のため削除</p>
<p>3・1・3 材料の積み卸し・運搬等 (一文章省略一)</p>	<p>3・1・2 材料の積み卸し・運搬等 (一文章省略一)</p>	<p>P17 番号修正</p>
<p>3・3 工事材料</p>	<p>3・3 工事材料 3・3・1 材料の受払等 受払簿の記載 受注者は、材料の受入れ、払出しを材料受払簿（様式-16～18）に記載して、使用状況、残材料の数量を明確にして工事監督員の確認を受けなければならない。（材料受払簿記載要領は第10章による）</p>	<p>P21 語句追加</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>3・3・<u>1</u> 土質材料、石材及び骨材 3・3・<u>2</u> 加熱アスファルト舗装材料 3・3・<u>3</u> コンクリート 3・3・<u>4</u> 木材 3・3・<u>5</u> 鋼材</p>	<p>3・3・<u>2</u> 土質材料、石材及び骨材 3・3・<u>3</u> 加熱アスファルト舗装材料 3・3・<u>4</u> コンクリート 3・3・<u>5</u> 木材 3・3・<u>6</u> 鋼材</p>	<p>P21 番号修正</p>
<p>4・3・3 建設副産物運搬・処理 (一文章省略)</p>	<p>(文章削除)</p>	<p>P26 共通仕様書と重複のため削除</p>
<p>4・3・<u>4</u> 基 礎 工</p>	<p>4・3・<u>3</u> 基 礎 工</p>	<p>P26 番号修正</p>
<p>4・4・1 舗装準備工</p>	<p>(文章削除)</p>	<p>P26 共通仕様書と重複のため削除</p>
<p>4・4・<u>2</u> 路盤工 <u>1. 請負人は、下層路盤の敷均しに当たり、材料の分離に注意しながら1層の仕上がり厚さが 20cm を超えないように敷均さなければならない。</u> <u>2. 下層路盤に使用する粒状路盤材の最大粒径は 40mm 以下とする。</u> <u>3. 路盤置換は、設計図書に指定された仕上げ厚さとし、特に指定のない限り掘削全幅とする。</u></p>	<p>4・4・<u>1</u> 路盤工 (文章削除) 路盤置換は、設計図書に指定された仕上げ厚さとし、特に指定のない限り掘削全幅とする。</p>	<p>P26 番号修正 共通仕様書と重複のため削除</p>
<p>4・4・<u>3</u> アスファルト舗装工</p>	<p>4・4・<u>2</u> アスファルト舗装工</p>	<p>P27 番号修正</p>
<p>4・5・2 土留工 (3) 切り取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5m を超える場合には、原則として、土留工を施すこと。</p>	<p>4・5・2 土留工 (3) 地盤が崩壊するおそれがないとき及び周辺の状況により危険防止上支障がないときを除き、深さ 1.5m以上の掘削を行う場合には土留を設けなければならない。</p>	<p>P27 建設工事公衆災害防止対策要綱に合わせて修正</p>
<p>4・7 附帯作工</p>	<p>(文章削除)</p>	<p>P28 P29</p>
<p>4・8 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて</p>	<p>(文章削除)</p>	<p>共通仕様書と重複のため削除</p>
<p>4・9 電力設備工</p>	<p>(文章削除)</p>	<p>共通仕様書と重複のため削除</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>8・1・2 適用 この基準は、石狩西部広域水道企業団が発注する（一中略）工事監督員の承諾を得て他の方法によることができる。</p> <p>8・1・4 管理の実施</p> <p>8・2・1 出来形管理 <u>1. 請負人は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して、記録した出来形表又は出来形図を作成し管理するものとする。</u> <u>なお、本仕様書に記載されていない工種・項目等についての取扱いは、工事監督員の指示によるものとする。</u> 2. 工事は、すべて規格値を満足しなければならない。また、プラス（+）あるいはマイナス（-）ばかりの誤差が全体で蓄積されてはならない。</p> <p>8・2・2 出来形図及びしゅん功図 （一前略一）</p> <p>3. しゅん功図作成要領 （一中略一）</p> <p>(2) しゅん功図の記入事項 （一中略一）</p> <p>⑪ <u>ソフトシール仕切弁及び不断水式仕切弁については、仕切弁種類（ソフトシール又は不断水式）メーカー名・型式名を記入すること。</u> （一後略一）</p>	<p>8・1・2 適用 この基準は、石狩西部広域水道企業団が発注する（一中略）工事監督員の承諾を得て他の方法によることができる。 <u>なお、本章に特に定めのない事項については、共通仕様書Ⅱ土木工事施工管理基準の規定によるものとする。</u></p> <p>(文章削除)</p> <p>8・2・1 出来形管理 (文章削除)</p> <p>工事は、すべて規格値を満足しなければならない。また、プラス（+）あるいはマイナス（-）ばかりの誤差が全体で蓄積されてはならない。</p> <p>8・2・2 出来形図及びしゅん功図 （一前略一）</p> <p>3. しゅん功図作成要領 （一中略一）</p> <p>(2) しゅん功図の記入事項 （一中略一）</p> <p>⑪ 仕切弁及び不断水式仕切弁については、仕切弁種類（<u>バタフライ</u>又は不断水式等）メーカー名・型式名を記入すること。 （一後略一）</p>	<p>P69 文章追加</p> <p>P69 共通仕様書と重複のため削除</p> <p>P70 共通仕様書と重複のため削除</p> <p>語句修正</p>

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行

〔主たる口径がφ400以上の工事に適用〕 表-1

工 種	測定項目	規 格	測 定 基 準	測定基準結果表 および出来形図	備 考
配水管 布設工	延長	±10/1000以内	全延長を測定	設計図に出来形を未表示 設計図に出来形を未表示	
	管底高	±50mm以内	80mに1箇所測定		
推進工 (小口径推進工含む)	基準高	±50mm以内	中心線間隔、水準測量は 推進管一本毎に測定	一推進区間毎に推進区間全線とする。	
	中心線間隔	左・右 50mm以内 -200≦ΔL≦200			
弁室等 (埋設付)	延長	±50mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を未表示	(運送機・運送改良) 5編1章6節8条 場所打カルバート工
	幅 (内径)	-30mm以内			
管節継ぎコンクリート	高さ	±30mm以内	- n -	- n -	(運送機・運送改良) 5編1章4節1条1 大型推進工(推進基礎工)
	幅	-30mm以内			
管節継ぎコンクリート	高さ	-30mm以内	- n -	- n -	(運送機・運送改良) 5編1章4節1条1 大型推進工(推進基礎工)
	幅	-30mm以内			
基礎工 (併ね基礎工を除く)	幅	設計値以上	- n -	- n -	(共通項・一般施工) 1編3章1節1条1 一般事項
	厚さ	設計値以上			
推進工	車道	-15mm以内	80m間隔及びタイア別に測定	設計図に出来形を未表示	(共通項・一般施工) 1編3章6節5条1 アスファルト舗装工(下層舗装工) ・凍上防除層もこれを適用する。
	歩道	t < 15mm -20mm以内 t ≧ 15mm -15mm以内	- n -		
アスファルト下地処理	厚さ	-15mm以内	80m間隔及びタイア別に測定	設計図に出来形を未表示	(共通項・一般施工) 1編3章6節5条2 アスファルト舗装工(併ねアスファルト安定処理)
	厚さ	-15mm以内	- n -		
土留	厚さ	-7mm以内	- n -	- n -	(共通項・一般施工) 1編3章6節5条3 アスファルト舗装工(併ね工)
	表高	-9mm以内	- n -	- n -	(共通項・一般施工) 1編3章6節5条4 アスファルト舗装工(併ね工)
歩道舗装	厚さ	-9mm以内	- n -	- n -	(共通項・一般施工) 1編3章6節 歩道舗装工

改 定 後

〔主たる口径がφ400以上の工事に適用〕 表-1

工 種	測定項目	規 格	測 定 基 準	測定基準結果表 および出来形図	備 考
配水管 布設工	延長	±10/1000以内	全延長を測定	設計図に出来形を未表示	
	管底高	±50mm以内	80mに1箇所測定		
推進工 (小口径推進工含む)	基準高	±50mm以内	中心線間隔、水準測量は 推進管一本毎に測定	一推進区間毎に推進区間全線とする。	
	中心線間隔	左・右 50mm以内 -200≦ΔL≦200			
弁室等 (埋設付)	延長	±50mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を未表示	(運送機・運送改良) 5編1章6節8条 場所打カルバート工
	幅 (内径)	-30mm以内			
管節継ぎコンクリート	高さ	±30mm以内	- n -	- n -	(運送機・運送改良) 5編1章10節1条1 大型推進工(推進基礎工)
	幅	-30mm以内			

P71
共通仕様書と重複
部分を削除

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行

工 種	測定項目	規 格	規 値	測 定 基 準	測 定 基 準 規 則	測 定 基 準 規 則 要 要
配水管施設工 (小口径埋設工含む)	延長	L ≤ 500m	±3%以内	全延長を測定	測定基準結果をおよび出来形図	
		500m < L ≤ 750m	±1.5%以内			
		750m < L ≤ 1,000m	±2%以内			
		1,000m < L ≤ 2,000m	±20m以内			
配水管施設工	土のり	2,000m < L	±10%以内	40mに一箇所測定	設計図に出来形を本書する	
		内 H=1200	-50 mm以内			
埋設工 (小口径埋設工含む)	延長	L ≤ 500m	±50 mm以内	中心線測量、水準測量は埋設管一本毎に測定	一地區区間毎に地區区間全線とする。	
		500m < L ≤ 1,000m	左・右 50 mm以内			
弁室等 (90度折り)	厚さ	L ≤ 500m	-200 ≤ ΔL ≤ 500 mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を本書する。	
		500m < L ≤ 1,000m	-30 mm以内			
管径確認コンクリート	高さ	L ≤ 500m	-30 mm以内	-H -	-H -	(道路側・道路反対) 5編4章6節8条 埋設管の土留工
		500m < L ≤ 1,000m	-30 mm以内			
基礎工 (管径確認コンクリート)	長さ	L ≤ 500m	-30 mm以内	-H -	-H -	(道路側・道路反対) 5編4章10節4条1 大型埋設工 (埋設基礎工)
		500m < L ≤ 1,000m	-30 mm以内			
基礎工 (管径確認コンクリート)	幅	L ≤ 500m	設計値以上	-H -	-H -	(共通編・一般編) 1編5章4節1条 一般事項
		500m < L ≤ 1,000m	設計値以上			
基礎工 (管径確認コンクリート)	厚さ	L ≤ 500m	-15 mm以内	80mm間隔及びタイ別ニ測定		(共通編・一般編) 1編3章6節5条1 アスファルト舗装工 (下層舗装工)・凍上抑塵層もこれを適用する。
		500m < L ≤ 1,000m	-30 mm以内			
基礎工 (管径確認コンクリート)	長さ	L ≤ 500m	-15 mm以内	80mm間隔及びタイ別ニ測定		(共通編・一般編) 1編3章6節5条2 アスファルト舗装工 (歩道舗装工)
		500m < L ≤ 1,000m	-9 mm以内			
基礎工 (管径確認コンクリート)	幅	L ≤ 500m	-7 mm以内	-H -	-H -	(共通編・一般編) 1編3章6節5条3 アスファルト舗装工 (基礎工)
		500m < L ≤ 1,000m	-9 mm以内			
基礎工 (管径確認コンクリート)	長さ	L ≤ 500m	-9 mm以内	-H -	-H -	(共通編・一般編) 1編3章6節5条4 アスファルト舗装工 (基礎工)
		500m < L ≤ 1,000m	-9 mm以内			

【注】たる口径がφ300以下の工事に適用 表-2

改 定 後

工 種	測定項目	規 格	規 値	測 定 基 準	測 定 基 準 規 則	測 定 基 準 規 則 要 要
配水管施設工 (小口径埋設工含む)	延長	L ≤ 500m	±3%以内	全延長を測定	測定基準結果をおよび出来形図	
		500m < L ≤ 750m	±1.5%以内			
		750m < L ≤ 1,000m	±2%以内			
		1,000m < L ≤ 2,000m	±20m以内			
配水管施設工	土のり	2,000m < L	±1%以内	40mに一箇所測定	設計図に出来形を本書する	
		内 H=1200	-50 mm以内			
埋設工 (小口径埋設工含む)	延長	L ≤ 500m	±50 mm以内	中心線測量、水準測量は埋設管一本毎に測定	一地區区間毎に地區区間全線とする。	
		500m < L ≤ 1,000m	左・右 50 mm以内			
弁室等 (90度折り)	厚さ	L ≤ 500m	-200 ≤ ΔL ≤ 500 mm以内	施工単位毎に測定	設計図に出来形を本書する。	
		500m < L ≤ 1,000m	-30 mm以内			
基礎工 (管径確認コンクリート)	高さ	L ≤ 500m	-30 mm以内	-H -	-H -	(道路側・道路反対) 5編4章6節8条 埋設管の土留工
		500m < L ≤ 1,000m	-30 mm以内			
基礎工 (管径確認コンクリート)	長さ	L ≤ 500m	-30 mm以内	-H -	-H -	(道路側・道路反対) 5編4章10節4条1 大型埋設工 (埋設基礎工)
		500m < L ≤ 1,000m	-30 mm以内			

【注】たる口径がφ300以下の工事に適用 表-2

備 考

P72
共通仕様書と重複
部分を削除

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行

区分	撮 影 種 目	撮 影 場 所	撮 影 方 法	備 考
工 事 状 況 写 真	1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事途中の写真 (1) 掘削状況写真 (2) 掘削写真 (3) 品質確認写真 (4) 周囲等と地盤との不一致写真 (5) その他掘削中の写真	○ 工事着手前及び工事完成写真は、全景及び部分写真とし、周囲のある箇所を対比できるように撮影すること。 ○ 原則として、配水管は80mm幅に撮影すること。 ○ その他撮影場所は、共通仕様書の写真管理基準または工事監督員の指示によるものとする。	○ 写真はカメラを使用して撮影したものを、速やかに取り直しを行うものとする。 ○ 画像撮影後、撮影された写真と被写体は、他の記録等と対比し、より適切な撮影が行われるよう処理しなければならぬ。 ○ ソニー処理方法は次のとおりとする。 (1) 記録媒体 ① CD-ROM を原則とする。 ② 記録画像ファイル形式はJPEG形式(埋込種)は解像度1/8(8倍)原則とする。 (2) フォルダ名及び写真名 ① フォルダ名は「プロジェクト名」以上とする。 ② 写真名は、通常の印刷案件のままで3年程度後に印刷発生しないものとする。 (3) 写真・工事写真ファイルの大きさ ① 写真の大きさは、スタジアムの大きさのものとし、工事監督員が指示するものについてはその指示した大きさとする。 ② 写真ファイルはA4版とする。 ③ 1ページ毎の写像枚数は最大6枚とする。 ④ 写真の有効画数は100万画素以上とする。	
出 来 高 管 理 写 真	1. 配水管等(併設管)の埋設位置 2. 構造物の出来形及びこれからの基礎工 3. (1) 土壌・埋戻し (2) 管工・埋戻し (3) 管工・埋戻し (4) 管工・埋戻し (5) 管工・埋戻し (6) 管工・埋戻し (7) 管工・埋戻し (8) 管工・埋戻し (9) 管工・埋戻し (10) 管工・埋戻し (11) 管工・埋戻し (12) 管工・埋戻し (13) 管工・埋戻し (14) 管工・埋戻し (15) 管工・埋戻し (16) 管工・埋戻し (17) 管工・埋戻し (18) 管工・埋戻し (19) 管工・埋戻し (20) 管工・埋戻し (21) 管工・埋戻し (22) 管工・埋戻し (23) 管工・埋戻し (24) 管工・埋戻し (25) 管工・埋戻し (26) 管工・埋戻し (27) 管工・埋戻し (28) 管工・埋戻し (29) 管工・埋戻し (30) 管工・埋戻し (31) 管工・埋戻し (32) 管工・埋戻し (33) 管工・埋戻し (34) 管工・埋戻し (35) 管工・埋戻し (36) 管工・埋戻し (37) 管工・埋戻し (38) 管工・埋戻し (39) 管工・埋戻し (40) 管工・埋戻し (41) 管工・埋戻し (42) 管工・埋戻し (43) 管工・埋戻し (44) 管工・埋戻し (45) 管工・埋戻し (46) 管工・埋戻し (47) 管工・埋戻し (48) 管工・埋戻し (49) 管工・埋戻し (50) 管工・埋戻し (51) 管工・埋戻し (52) 管工・埋戻し (53) 管工・埋戻し (54) 管工・埋戻し (55) 管工・埋戻し (56) 管工・埋戻し (57) 管工・埋戻し (58) 管工・埋戻し (59) 管工・埋戻し (60) 管工・埋戻し (61) 管工・埋戻し (62) 管工・埋戻し (63) 管工・埋戻し (64) 管工・埋戻し (65) 管工・埋戻し (66) 管工・埋戻し (67) 管工・埋戻し (68) 管工・埋戻し (69) 管工・埋戻し (70) 管工・埋戻し (71) 管工・埋戻し (72) 管工・埋戻し (73) 管工・埋戻し (74) 管工・埋戻し (75) 管工・埋戻し (76) 管工・埋戻し (77) 管工・埋戻し (78) 管工・埋戻し (79) 管工・埋戻し (80) 管工・埋戻し (81) 管工・埋戻し (82) 管工・埋戻し (83) 管工・埋戻し (84) 管工・埋戻し (85) 管工・埋戻し (86) 管工・埋戻し (87) 管工・埋戻し (88) 管工・埋戻し (89) 管工・埋戻し (90) 管工・埋戻し (91) 管工・埋戻し (92) 管工・埋戻し (93) 管工・埋戻し (94) 管工・埋戻し (95) 管工・埋戻し (96) 管工・埋戻し (97) 管工・埋戻し (98) 管工・埋戻し (99) 管工・埋戻し (100) 管工・埋戻し	○ その他撮影場所は、共通仕様書の写真管理基準または工事監督員の指示によるものとする。 ○ 出来形写真は2-1(寸法)の表を参照のこと。	○ アルファカメラを使用した場合の次のとおりとする。 ○ 撮影後速やかに現像、焼付け(密着)写真を行い、撮影の重なる部分を除去すること。 ○ 写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。 ○ 写真は、工種・種別・種別別にアルファに整理し、貼り付けすること。 ○ 私人写真、部分写真等については、図面等を添付し、分かり易いように整理すること。 ○ アルファにはフリーアルファとする。 ○ アルファの表紙の裏には録式用紙を貼り付けること。 ○ 写真ファイルは、しゅん工と同時またはその後に工事監督員に提出すること。	
工 事 中 写 真 の 真	1. 被覆管の写真(土留の各種目)の写真と兼用 2. 被覆管写真 (1) 全貌及び部分写真	○ 被覆管両側に工事監督員の指示を受け、出来る限りに撮影すること。		


改 定 後

区分	撮 影 種 目	撮 影 場 所	撮 影 方 法	備 考
工 事 状 況 写 真	1. 工事着手前及び工事完成写真 2. 工事途中の写真 (1) 掘削状況写真 (2) 掘削写真 (3) 品質確認写真 (4) 周囲等と地盤との不一致写真 (5) その他掘削中の写真	○ 工事着手前及び工事完成写真は、全景及び部分写真とし、周囲のある箇所を対比できるように撮影すること。 ○ 原則として、配水管(兼設管含む)は80mm幅に撮影すること。 ○ その他撮影場所は、共通仕様書の写真管理基準または工事監督員の指示によるものとする。	○ 写真はカメラを使用して撮影したものを、速やかに取り直しを行うものとする。 ○ 画像撮影後、撮影された写真と被写体は、他の記録等と対比し、より適切な撮影が行われるよう処理しなければならぬ。 ○ ソニー処理方法は次のとおりとする。 (1) 記録媒体 ① CD-ROM を原則とする。 ② 記録画像ファイル形式はJPEG形式(埋込種)は解像度1/8(8倍)原則とする。 (2) フォルダ名及び写真名 ① フォルダ名は「プロジェクト名」以上とする。 ② 写真名は、通常の印刷案件のままで3年程度後に印刷発生しないものとする。 (3) 写真・工事写真ファイルの大きさ ① 写真の大きさは、スタジアムの大きさのものとし、工事監督員が指示するものについてはその指示した大きさとする。 ② 写真ファイルはA4版とする。 ③ 1ページ毎の写像枚数は最大6枚とする。 ④ 写真の有効画数は100万画素以上とする。	
出 来 高 管 理 写 真	1. 配水管等(併設管)の埋設位置 2. 構造物の出来形及びこれからの基礎工 3. (1) 土壌・埋戻し (2) 管工・埋戻し (3) 管工・埋戻し (4) 管工・埋戻し (5) 管工・埋戻し (6) 管工・埋戻し (7) 管工・埋戻し (8) 管工・埋戻し (9) 管工・埋戻し (10) 管工・埋戻し (11) 管工・埋戻し (12) 管工・埋戻し (13) 管工・埋戻し (14) 管工・埋戻し (15) 管工・埋戻し (16) 管工・埋戻し (17) 管工・埋戻し (18) 管工・埋戻し (19) 管工・埋戻し (20) 管工・埋戻し (21) 管工・埋戻し (22) 管工・埋戻し (23) 管工・埋戻し (24) 管工・埋戻し (25) 管工・埋戻し (26) 管工・埋戻し (27) 管工・埋戻し (28) 管工・埋戻し (29) 管工・埋戻し (30) 管工・埋戻し (31) 管工・埋戻し (32) 管工・埋戻し (33) 管工・埋戻し (34) 管工・埋戻し (35) 管工・埋戻し (36) 管工・埋戻し (37) 管工・埋戻し (38) 管工・埋戻し (39) 管工・埋戻し (40) 管工・埋戻し (41) 管工・埋戻し (42) 管工・埋戻し (43) 管工・埋戻し (44) 管工・埋戻し (45) 管工・埋戻し (46) 管工・埋戻し (47) 管工・埋戻し (48) 管工・埋戻し (49) 管工・埋戻し (50) 管工・埋戻し (51) 管工・埋戻し (52) 管工・埋戻し (53) 管工・埋戻し (54) 管工・埋戻し (55) 管工・埋戻し (56) 管工・埋戻し (57) 管工・埋戻し (58) 管工・埋戻し (59) 管工・埋戻し (60) 管工・埋戻し (61) 管工・埋戻し (62) 管工・埋戻し (63) 管工・埋戻し (64) 管工・埋戻し (65) 管工・埋戻し (66) 管工・埋戻し (67) 管工・埋戻し (68) 管工・埋戻し (69) 管工・埋戻し (70) 管工・埋戻し (71) 管工・埋戻し (72) 管工・埋戻し (73) 管工・埋戻し (74) 管工・埋戻し (75) 管工・埋戻し (76) 管工・埋戻し (77) 管工・埋戻し (78) 管工・埋戻し (79) 管工・埋戻し (80) 管工・埋戻し (81) 管工・埋戻し (82) 管工・埋戻し (83) 管工・埋戻し (84) 管工・埋戻し (85) 管工・埋戻し (86) 管工・埋戻し (87) 管工・埋戻し (88) 管工・埋戻し (89) 管工・埋戻し (90) 管工・埋戻し (91) 管工・埋戻し (92) 管工・埋戻し (93) 管工・埋戻し (94) 管工・埋戻し (95) 管工・埋戻し (96) 管工・埋戻し (97) 管工・埋戻し (98) 管工・埋戻し (99) 管工・埋戻し (100) 管工・埋戻し	○ その他撮影場所は、共通仕様書の写真管理基準または工事監督員の指示によるものとする。 ○ 出来形写真は2-1(寸法)の表を参照のこと。		
工 事 中 写 真 の 真	1. 被覆管の写真(土留の各種目)の写真と兼用 2. 被覆管写真 (1) 全貌及び部分写真	○ 被覆管両側に工事監督員の指示を受け、出来る限りに撮影すること。		

備 考

P79
共通仕様書と重複部分を削除
工事状況写真に撤去管撮影を追記

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考
<p>9・1・1 工事標識の設置方法</p> <p>1. 工事標識の設置方法については、「<u>表－1 工事標識の設置要領</u>」によるものとする。なお、この基準に規定されていない事項及びこの基準によりがたい時は、工事監督員と協議をして現場の状況に適した処置を構 1. 掘削が深く危険性のある場合は、保安柵に替え、容易に移動しない堅 2. 掘削開口が長期（概ね1ヶ月以上）にわたる場合は、工事監督員と協 議をして歩行者通路の両側の保安柵はガードレール等により、現場の状 況に適した処置を構 3. 掘削開口が長期（概ね1ヶ月以上）にわたる場合は、工事監督員と協 議をして歩行者通路の両側の保安柵はガードレール等により、現場の状 況に適した処置を構 4. 掘削開口が長期（概ね1ヶ月以上）にわたる場合は、工事監督員と協 議をして歩行者通路の両側の保安柵はガードレール等により、現場の状 況に適した処置を構 5. 上記項目の他、「第2章 安全管理」にある法令、基準等を理解した うえで適切な処置を構 5. 上記項目の他、「第2章 安全管理」にある法令、基準等を理解した うえで適切な処置を構 5. 全ての保安施設について、設置した業者が分かるように施工業者名 及び電話番号を標示板の余白部分若しくは裏面に記載すること。</p>	<p>9・1・1 工事標識の設置方法</p> <p>1. 工事標識の設置については、「<u>2・3・2 道路標識などの設置</u>」によるものとする。なお、この基準に規定されていない事項及びこの基準によりがたい時は、工事監督員と協議をして現場の状況に適した処置を構 2. 掘削が深く危険性のある場合は、保安柵に替え、容易に移動しない堅 固な固定柵とすること。 3. 掘削開口が長期（概ね1ヶ月以上）にわたる場合は、工事監督員と協 議をして歩行者通路の両側の保安柵はガードレール等により、現場の状 況に適した処置を構 4. 上記項目の他、「第2章 安全管理」にある法令、基準等を理解した うえで適切な処置を構 5. 全ての保安施設について、設置した業者が分かるように施工業者名 及び電話番号を標示板の余白部分若しくは裏面に記載すること。</p>	<p>P84～P88 共通仕様書及び札幌市土木工事標準 設計図集と重複部 分を削除、文章修 正</p>
<p><u>表－1 工事標識の設置要領</u> (－表省略－) (－文章省略－)</p> <p><u>9・1・2 道路工事に伴う片側交互通行現場の安全対策について</u> (－文章省略－)</p> <p><u>9・1・3 工事標識の規格</u> (－文章省略－) (－表省略－)</p>	<p><u>9・1・2 道路工事保安施設</u> 「<u>札幌市土木工事標準設計図集、10 道路工事保安施設</u>」を参照し、必要な 施設を設置すること。また、シンボルマーク及び保安施設を補助する標 識等については、下表のとおりとする。なお、これらの保安施設は、道 路法第45条及び道路交通法第9条に基づき定められた「<u>道路標識、区 画線及び道路標示に関する命令</u>」の別表第二に示されている標識に基づ いている。</p>	<p>P89 全面改定</p>
	<div data-bbox="1182 1114 1787 1359" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>石狩西部広域水道企業団シンボルマーク</p>  <p>(－以下略－)</p> </div>	

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表（令和3年4月）

現 行	改 定 後	備 考																																																		
<p>現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書 様式-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>石狩西部広域水道企業団 企業長 様</p> <p style="text-align: center;">(住所) 請負人 (名称) (代表者名) ㊞</p> <p style="text-align: center;">TEL.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">契 約 番 号</th> <th style="width: 80%;">工 事 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>上記工事に係る現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等を次のとおり定めたので、別紙技術者経歴書を添えて通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・「区分」欄には、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者の種別を記載すること。 ・専任及び兼務に関しては、「現場代理人の兼人に関する取扱いについて（建設業法第26条及び第26条による）」に基づき適正に行うこと。 ・現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、兼務することができる。 ・専門技術者を置くときは、担当する工事種別を「備考」欄に記載すること。 ・共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。 ・技術者等と請負人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。 	契 約 番 号	工 事 名			区 分	氏 名	備 考																			<p>現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書 様式-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>石狩西部広域水道企業団 企業長 様</p> <p style="text-align: center;">(住所) 受注者 (名称) (代表者名) ㊞</p> <p style="text-align: center;">TEL.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">契 約 番 号</th> <th style="width: 80%;">工 事 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>上記工事に係る現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等を次のとおり定めたので、別紙技術者経歴書を添えて通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・「区分」欄には、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者の種別を記載すること。 (技術者の配置は、建設業法第26条及び第26条の2に基づき適正に行うこと。) ・下請代金額の合計が、4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上となるときは、主任技術者に替えて監理技術者を配置すること。 ・現場代理人と主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専門技術者は、兼務することができる。 ・専門技術者を置くときは、担当する工事種別を「備考」欄に記載すること。 ・共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。 ・技術者等と受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。 	契 約 番 号	工 事 名			区 分	氏 名	備 考																			<p>P116 「管理技術者等の取扱いについて」の一部改正に伴う修正及び共通仕様書に合わせた文章修正</p>
契 約 番 号	工 事 名																																																			
区 分	氏 名	備 考																																																		
契 約 番 号	工 事 名																																																			
区 分	氏 名	備 考																																																		

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考																																												
<p>現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書 様式-2-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>石狩西部広域水道企業団 企業長 様</p> <p style="text-align: center;">(住所) 請負人 (名称) (代表者名) ㊞</p> <p style="text-align: center;">TEL.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">契 約 番 号</th> <th style="width: 80%;">工 事 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>上記工事に係る現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等を次のとおり変更したので、別紙技術者経歴書を添えて通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> <th style="width: 40%;">備 考 (理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>・「区分」欄には、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者の種別を記載すること。 ・専任及び兼務に関しては、「現場代理人の兼任に関する取扱いについて（建設業法第26条及び第26条による）」に基づき適正に行うこと。 ・現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、兼務することができる。 ・専門技術者を置くときは、担当する工事種別を「備考」欄に記載すること。 ・共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。 ・技術者等と請負人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。</p> </div>	契 約 番 号	工 事 名			区 分	氏 名	備 考 (理由)																<p>現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書 様式-2-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等変更通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>石狩西部広域水道企業団 企業長 様</p> <p style="text-align: center;">(住所) 受注者 (名称) (代表者名) ㊞</p> <p style="text-align: center;">TEL.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">契 約 番 号</th> <th style="width: 80%;">工 事 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>上記工事に係る現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等を次のとおり変更したので、別紙技術者経歴書を添えて通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> <th style="width: 40%;">備 考 (理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>・「区分」欄には、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者の種別を記載すること。 ・現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、兼務することができる。 ・専門技術者を置くときは、担当する工事種別を「備考」欄に記載すること。 ・共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。 ・技術者等と受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。</p> </div>	契 約 番 号	工 事 名			区 分	氏 名	備 考 (理由)																<p>P117 「管理技術者等の取扱いについて」の一部改正に伴う修正及び共通仕様書に合わせた文章修正</p>
契 約 番 号	工 事 名																																													
区 分	氏 名	備 考 (理由)																																												
契 約 番 号	工 事 名																																													
区 分	氏 名	備 考 (理由)																																												

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考																																																																																										
<p style="text-align: center;">技術者経歴書 様式-4</p> <p style="text-align: center;">※ 主任技術者 監理技術者 経 歴 書 専門技術者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">現住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>生年月日</td> <td colspan="2">※昭和 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最終学歴</td> <td>卒業年月</td> <td>学 校 名</td> <td>専 攻 科 目</td> </tr> <tr> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職 歴</td> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">入社</td> </tr> <tr> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">入社</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術資格</td> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">所得No.</td> </tr> <tr> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">所得No.</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所 要 工 事 経 歴</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">工 事 名</td> <td style="text-align: center;">請負代金額 (千円)</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前1年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前2年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前2年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前2年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名.....㊞</p> <p>・※印の項目については、該当するものを○で囲む等こと。 ・最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。 ・監理技術者については、監理技術者資格者証の写し（両面）を添付すること。</p>	現住所				氏名	生年月日	※昭和 平成 年 月 日		最終学歴	卒業年月	学 校 名	専 攻 科 目	※昭和 平成 年 月			職 歴	※昭和 平成 年 月	入社		※昭和 平成 年 月	入社		技術資格	※昭和 平成 年 月	所得No.		※昭和 平成 年 月	所得No.		所 要 工 事 経 歴	工 事 名		請負代金額 (千円)	直前1年分		年 月 年 月	直前2年分		年 月 年 月	直前2年分		年 月 年 月	直前2年分		年 月 年 月	<p style="text-align: center;">技術者経歴書 様式-4</p> <p style="text-align: center;">※ 主任技術者 監理技術者 経 歴 書 監理技術者補佐 専門技術者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">現住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>生年月日</td> <td colspan="2">※昭和 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最終学歴</td> <td>卒業年月</td> <td>学 校 名</td> <td>専 攻 科 目</td> </tr> <tr> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職 歴</td> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">入社</td> </tr> <tr> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">入社</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術資格</td> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">所得No.</td> </tr> <tr> <td>※昭和 平成 年 月</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">所得No.</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所 要 工 事 経 歴</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">工 事 名</td> <td style="text-align: center;">請負代金額 (千円)</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前1年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前2年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前2年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">直前2年分</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 年 月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名.....㊞</p> <p>・最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。 ・監理技術者については、監理技術者資格者証の写し（両面）を添付すること。</p>	現住所				氏名	生年月日	※昭和 平成 年 月 日		最終学歴	卒業年月	学 校 名	専 攻 科 目	※昭和 平成 年 月			職 歴	※昭和 平成 年 月	入社		※昭和 平成 年 月	入社		技術資格	※昭和 平成 年 月	所得No.		※昭和 平成 年 月	所得No.		所 要 工 事 経 歴	工 事 名		請負代金額 (千円)	直前1年分		年 月 年 月	直前2年分		年 月 年 月	直前2年分		年 月 年 月	直前2年分		年 月 年 月	<p>P119 「管理技術者等の 取扱いについて」 の一部改正に伴う 修正及び共通仕様 書に合わせた文章 修正</p>
現住所																																																																																												
氏名	生年月日	※昭和 平成 年 月 日																																																																																										
最終学歴	卒業年月	学 校 名	専 攻 科 目																																																																																									
	※昭和 平成 年 月																																																																																											
職 歴	※昭和 平成 年 月	入社																																																																																										
	※昭和 平成 年 月	入社																																																																																										
技術資格	※昭和 平成 年 月	所得No.																																																																																										
	※昭和 平成 年 月	所得No.																																																																																										
所 要 工 事 経 歴	工 事 名		請負代金額 (千円)																																																																																									
	直前1年分		年 月 年 月																																																																																									
	直前2年分		年 月 年 月																																																																																									
	直前2年分		年 月 年 月																																																																																									
	直前2年分		年 月 年 月																																																																																									
現住所																																																																																												
氏名	生年月日	※昭和 平成 年 月 日																																																																																										
最終学歴	卒業年月	学 校 名	専 攻 科 目																																																																																									
	※昭和 平成 年 月																																																																																											
職 歴	※昭和 平成 年 月	入社																																																																																										
	※昭和 平成 年 月	入社																																																																																										
技術資格	※昭和 平成 年 月	所得No.																																																																																										
	※昭和 平成 年 月	所得No.																																																																																										
所 要 工 事 経 歴	工 事 名		請負代金額 (千円)																																																																																									
	直前1年分		年 月 年 月																																																																																									
	直前2年分		年 月 年 月																																																																																									
	直前2年分		年 月 年 月																																																																																									
	直前2年分		年 月 年 月																																																																																									

石狩西部広域水道企業団 管工事仕様書 新旧対照表 (令和3年4月)

現 行	改 定 後	備 考									
	様式6-3	「管理技術者等の取扱いについて」の一部改正に伴う様式追加									
	監 理 技 術 者 等 の 兼 任 届										
	年 月 日										
	石狩西部広域水道企業団 企業長 様										
	(住所)										
	受注者 (会社名)										
	(代表者) ㊟										
	下記のとおり、専任を要する監理技術者等を他の工事に従事させたいので届け出します。										
	記										
	1 工事概要										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>工 事 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 名</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>工 期</td><td style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td></tr> <tr><td>請負代金額</td><td style="text-align: center;">金 円</td></tr> </table>	工 事 番 号		工 事 名		工 事 場 所		工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	請負代金額	金 円
工 事 番 号											
工 事 名											
工 事 場 所											
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日										
請負代金額	金 円										
	2 他の工事に従事させる技術者 (他の工事に従事している技術者)										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>技術者区分</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	技術者区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者	氏 名							
技術者区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者										
氏 名											
	3 新たに従事する工事 (既に従事している工事)										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>発 注 者</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 名</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>工 期</td><td style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td></tr> <tr><td>請負代金額</td><td style="text-align: center;">金 円</td></tr> </table>	発 注 者		工 事 名		工 事 場 所		工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	請負代金額	金 円
発 注 者											
工 事 名											
工 事 場 所											
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日										
請負代金額	金 円										
	4 兼任期間・事由										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>兼 任 期 間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事 由</td> <td> (1) 工事現場への専任を要しない期間であるため <input type="checkbox"/> ア)契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 <input type="checkbox"/> イ)工事を全面的に一時中止している期間 (非常時の対応方法: _____) <input type="checkbox"/> ウ)工場製作のみが行われている期間 <input type="checkbox"/> エ)工事しゅん功後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 <input type="checkbox"/> (2)同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作を行うため <input type="checkbox"/> (3)密接な関連のある二以上の工事を管理するため (主任技術者のみ適用) <input type="checkbox"/> (4)工作物等に一体性が認められる工事であるため <input type="checkbox"/> (5)余裕期間等を設定した工事であるため <input type="checkbox"/> (6)監理技術者補佐を設置した工事であるため </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">該当する事由に チェックすること</td> <td></td> </tr> </table>	兼 任 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	事 由	(1) 工事現場への専任を要しない期間であるため <input type="checkbox"/> ア)契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 <input type="checkbox"/> イ)工事を全面的に一時中止している期間 (非常時の対応方法: _____) <input type="checkbox"/> ウ)工場製作のみが行われている期間 <input type="checkbox"/> エ)工事しゅん功後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 <input type="checkbox"/> (2)同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作を行うため <input type="checkbox"/> (3)密接な関連のある二以上の工事を管理するため (主任技術者のみ適用) <input type="checkbox"/> (4)工作物等に一体性が認められる工事であるため <input type="checkbox"/> (5)余裕期間等を設定した工事であるため <input type="checkbox"/> (6)監理技術者補佐を設置した工事であるため	該当する事由に チェックすること					
兼 任 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日										
事 由	(1) 工事現場への専任を要しない期間であるため <input type="checkbox"/> ア)契約締結後、現場施工に着手するまでの期間 <input type="checkbox"/> イ)工事を全面的に一時中止している期間 (非常時の対応方法: _____) <input type="checkbox"/> ウ)工場製作のみが行われている期間 <input type="checkbox"/> エ)工事しゅん功後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 <input type="checkbox"/> (2)同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作を行うため <input type="checkbox"/> (3)密接な関連のある二以上の工事を管理するため (主任技術者のみ適用) <input type="checkbox"/> (4)工作物等に一体性が認められる工事であるため <input type="checkbox"/> (5)余裕期間等を設定した工事であるため <input type="checkbox"/> (6)監理技術者補佐を設置した工事であるため										
該当する事由に チェックすること											
	※本書は工事主任に提出すること。										